

第 1 回運輸交通部会 部会長報告

日 時 2023年7月4日（火） 10：30～12：15

場 所 秋田商工会議所 7階 ホール80

出席者 佐藤副会頭、正副部会長・部会員・他部会員27名

内 容 (1) 懇 談

テーマ「2024年問題／

輸送の効率化・生産性向上を目指して」

講演者 (株)NX総合研究所

常務取締役 大島 弘明 氏

(2) 報 告

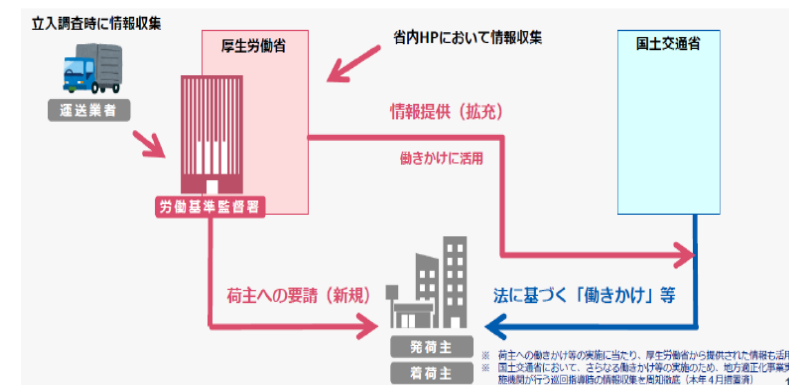
① 秋田県トラック協会からの情報提供

② 今後の部会開催について

2024年問題 懇談内容 概要①

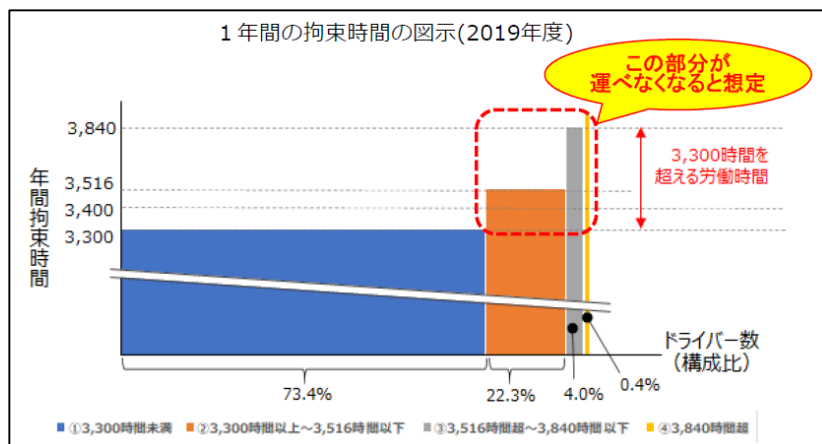
- 働き方改革関連法として、トラック運送事業者の①時間外労働の上限規制（2024年4月より年960時間・月平均80時間が上限、1年間の拘束時間も3,300時間に削減）及び、②割増賃金率の引き上げ（本年4月から中小企業でも50%）等が施行される。
- 改善基準告示見直しのポイントとして、全体的に拘束時間が短縮されること、そして、休息期間が最低9時間・原則が11時間となる。複雑化するためデジタル管理が必要と考えられる。
- これまで荷主企業に対して国土交通省は法に基づく働きかけを行っていたが、厚生労働省として労働基準監督署が要請する枠組みが新規に創設された。

	現行	見直し後
1年の拘束時間	3,516時間	原則：3,300時間 → -216時間
1か月の拘束時間	原則：293時間 最大：320時間	原則：284時間 最大：310時間 → -9時間 → -10時間 1年の拘束時間が3,400時間を超えない範囲で年6回まで ※ 28.4時間を超える月が3か月を超えて連続しないこと。 ※ 月の勤務外・休日労働が1.0時間未満となるよう要する。
1日の休息期間	継続8時間	継続11時間を基本とし、9時間下限 ※ 長距離・泊付まの運行の場合は、運行を早く切り上げ、まとまった休息を取れるよう例外を施す。



2024年問題 懇談内容 概要②

- 改善基準告示改正の影響として、年間拘束時間3,300時間を超える労働時間の部分が運べなくなると想定し、2019年度データで試算したところ、営業用トラックの不足する輸送能力の割合は14.2%、輸送トン数は4.0億トンとなる。



1年の拘束時間の上限が「原則3,300時間」への見直しにより
不足する輸送能力(全体)

	不足する輸送能力の割合	不足する営業用トラックの輸送トン数
2019年度データ	14.2%	4.0億トン

- 国で開催した持続可能な物流の実現に向けた検討会での最終とりまとめでは、取り組むべき政策について、特に荷主側の経営者層の意識改革を促す措置として、物流に関する管理責任者を任命し検討すべきであるとし、また、物流の合理化を図る法的措置の検討を進めるべきなどの意見が出された。

- ・ 県トラック協会の調査結果で、「ドライバー不足」が大きな課題となっており、現状「荷主の理解・協力」は十分ではなく、「輸送・事業の持続」に不安を持っており、「1社単独での改善は限界がある」という実態が明らかになった。
- ・ 労働時間短縮のポイントとして、荷主と交渉すること。そのために労働時間、特に手待ち時間の実態を把握することで現場の見える化をして、原因を検討・把握することで荷主企業と運送事業者の双方で業務内容を見直し改善に取り組んでいく。
- ・ 今後の物流のキーワードとして、人に優しい物流へ＝働き方改革のために、「輸送力（ドライバー）確保に向けた労働環境・条件の改善」「限られた輸送力に対応するための物流効率化」に取り組んでいく必要がある。